

議案第三十二号

三朝町温泉使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町温泉使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安田真一郎

平成元年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町温泉使用条例の一部を改正する条例

三朝町温泉使用条例（昭和五十三年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び使用料」を「及び温泉供給並びに使用料」に改める。

第四条中第六号を第七号とし、第五号中「温泉の供給」を「温泉の配湯許可」に改め、同号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 「供給」とは、町が設置する自動小口温泉供給設備を使用して温泉を供給することをいう。

第五条に次の一項を加える。

3 温泉の供給を受けられる者は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 町民が健康増進等のため入浴用として利用する場合
- 二 町内に観光、工業又は福祉等の事業所を有する者が、その事業所の入浴用として利用する場合

三 その他町長が特に必要と認めた場合

第十一条の見出しを「（配湯等の制限）」に改め、同条中「配湯量」を「配湯量若しくは

供給量」に、「配湯」を「配湯若しくは供給」に改める。

第二十二条中「使用料を納めなければならぬ」を「基本料金と超過料金との合計額に百分の百三を乗じて得た金額を納めなければならない。この場合において、一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 温泉の供給を受けるものは、別表三に定める供給料を納めなければならない。

別表二の次に次の一表を加える。

別表三（第二十二条関係）

供給料金表

区分	供給湯量	供給料金
一回当たり	二〇〇リットル	二〇〇円

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行し、平成元年五月分の料金から適用する。ただし、温泉の供給に関する規定は、自動小口温泉供給設備の供用を開始した日から適用する。